附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成三十年九月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成三十年政令第二百三十四号）	第二条において読み替えて準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

総務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　弘志
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜保健衛生所法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十五号

家畜保健衛生所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜保健衛生所法施行令（平成十一年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　家畜の保健衛生上必要な試験及び検査の信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める措置がとられるものであること。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十六号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「被保険者がその資格を喪失した場合又は第一号被保険者が法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）若しくは第三号被保険者となつた場合においては」を「被保険者（第一号ロ又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号被保険者に限る。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は」に、「未経過期間」を「それぞれ当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次のいずれかに該当するに至つた場合　未経過期間

イ　被保険者の資格を喪失した場合

ロ　法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）又は第三号被保険者となつた場合

二　次のいずれかに該当するに至つた場合　納付することを要しないものとされた保険料に係る期間

イ　法第八十八条の二の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合

ロ　法第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで若しくは第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合

第九条第二項中「前項に規定する未経過期間」を「前項各号に定める期間」に、「被保険者の資格を喪失した時又は第一号被保険者が第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつた」を「被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた」に、「当該未経過期間」を「それぞれ当該各号に定める期間」に改め、「保険料」の下に「（法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合については、これらの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。）」を加える。

第十一条の二第三号中「四分の一に相当する月数」の下に「並びに法第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る保険料納付済期間の総月数」を加える。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「（同法」の下に「第八十八条の二、」を加える。

（公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一号及び第二号」を「以下この項及び第二十条」に改める。

本則に次の一条を加える。

（脱退一時金に関する技術的読替え）

第二十条　持続可能性向上法第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十八条の二の規定の適用を受けた者に対する国民年金法附則第九条の三の二の規定の適用については、同条第三項中「に係る月」とあるのは、「に係る月及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る月」とする。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三